

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」追加募集・選定要項

1 趣旨・目的

「ちば文化資産」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、県民に本県の文化的魅力を再認識していただき、その活用やPRを通して本県の魅力発信や地域活性化を図ることを目的として平成30年度に選定したものである。

選定から4年が経過し、この間東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会情勢に大きな変化が生じた。お祭りの中止など地域の文化活動や経済等に多大な影響があった一方で、感染症の拡大に伴う生活・行動様式の変化等に伴い、キャンプ・グランピング施設等の新設、オンラインを通じた文化芸術鑑賞の機会の増加、遠方への外出を避けることにより身近な地域の魅力に関心が高まる等の変化も見られた。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度に迎える千葉県生誕150周年を契機に、改めて県民に伝統的なものから新しいものまで本県の文化に幅広く目を向けていただき、多様で豊かな本県の文化が未来へ継承されるよう、「ちば文化資産」を合計150件とする追加選定を行う。

なお、県民一人一人に本県の文化的魅力を再認識していただくため、追加募集・選定は県民参加により行うものとし、また「ちば文化資産」のさらなるPRや活用により文化の側面から地域経済の回復や地域活性化を図る。

2 『ちば文化資産』の対象

(1) 『ちば文化資産』について

『ちば文化資産』は、県民参加により選定した、多様で豊かなちば文化の魅力を特徴づけるモノやコトとする。伝統的なものから新しいものまで、現代建築や景観、イベント等、千葉県の文化的魅力を発信する様々なモノやコトを含み、県民が未来へ残したいと思う2(2)の範囲内のものを対象とする。

(2) 『ちば文化資産』の範囲

『ちば文化資産』の範囲は次の①から③とし、具体例は別紙のとおりとする。

- ① 建造物、庭園、遺跡
- ② 文化的景観、街並み
- ③ イベント・祭り・行事、郷土芸能、伝統芸能、郷土料理

3 追加する『ちば文化資産候補』の募集

一般の方から広く募集するとともに、市町村、県域芸術団体、県庁内各課からも追加する『ちば文化資産候補』を募集する。

※自薦、他薦を問わず、県民に限定しない。

※すでに選定されている111件を除いた、上記2の対象内のものを募集する。

(1) 応募方法

ア インターネットの場合

県ホームページ（「ちば文化資産候補」で検索）の応募フォームから送信

イ 郵送の場合

募集チラシ内に付いているハガキに必要事項を記入し郵送（募集チラシは、県ホームページ（アと同様）からもダウンロード可能）。

又は、任意の様式に氏名、連絡先、候補の名称及び所在市町村（複数市町村にまたがる場合は全ての市町村を記載）、その他参考情報を記載の上、郵送。

<郵送先> 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部 スポーツ・文化局 文化振興課 文化振興班

(2) 募集期間

ア 募集開始：令和4年7月1日（金）

イ 募集締切：令和4年9月5日（月）※郵送の場合は当日消印有効

4 追加する『ちば文化資産候補』の選定

3で応募のあったものの中から有識者等の意見を踏まえて追加する『ちば文化資産候補』を選定する。

選定に当たり、評価の視点を次の①～⑥のとおりとする。

- ① ちば文化の魅力を特徴づける優れた文化資産であるか
- ② 次世代に継承する価値があるか
- ③ 新たな視点を加えたものか
- ④ 伝統的に受け継がれてきたものか
- ⑤ 保存・継承する取組がされているか
- ⑥ 見聞・体験できる機会が確保されているか

5 『ちば文化資産』の追加選定

4で選定された候補について県民の皆様による投票を行い、その結果を踏まえて、『ちば文化資産』を追加選定する。

追加する『ちば文化資産候補』の投票は、以下のとおり行う。

(1) 投票資格

千葉県に在住又は通勤・通学している方

※一人一票までとする。

(2) 投票方法

ア インターネットの場合

県ホームページ（「ちば文化資産」で検索）の投票フォームから送信

イ 郵送の場合

投票チラシ内に付いているハガキに必要事項を記入し郵送（投票チラシは、県ホームページ（アと同様）からもダウンロード可能）。

又は、任意の様式に氏名、住所、連絡先、『ちば文化資産候補』の番号及び名称を記載の上、郵送。

<郵送先> 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部 スポーツ・文化局 文化振興課 文化振興班

ウ イベント等での投票の場合

「千葉県生誕150周年記念『ちば文化資産』切手デザインコンテスト」や
その他県内のイベント等において、投票を実施

(3) 投票期間

ア 募集開始：令和4年11月頃

イ 募集締切：令和5年1月22日（日）※郵送の場合は当日消印有効

6 その他

(1) 免責事項

県は、『ちば文化資産』の追加募集・選定に起因して生じた損害に対して、一切の責任を負わない。

(2) 著作権について

『ちば文化資産』の追加募集・選定に関し県に提出されたすべてのものの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、『ちば文化資産』の追加募集・選定及びその後の公表に関し必要な範囲（広報（印刷物における複製、頒布及びインターネットホームページにおける利用）を含む）において、県及び県が指定するものが無償で使用する権利並びに必要な加工、編集を行う権利を有するものとする。

著作者人格権は、県及び県が指定するものに対し行使しない。

(具体例)

項目	選定されている例	備考
①建造物、庭園、遺跡 (単体又は複数による構成)	加曾利貝塚、千葉神社と妙見大祭、千葉ポートタワー・千葉ポートパークと千葉県立美術館、東山魁夷記念館、アンデルセン公園、京成バラ園 ローズガーデン、中山競馬場、利根運河、千葉県立房総のむら、伊能忠敬旧宅、犬吠埼灯台、笠森寺観音堂、嶺岡牧、鹿野山九十九谷展望公園、波の伊八(欄間彫刻)など	現存しておらず痕跡も残っていないものは対象外。文化財として指定されているかは問わない。
②文化的景観・街並み	幕張新都心、京葉臨海コンビナートの夜景、矢切の渡し・野菊の墓文学碑、成田山新勝寺・門前町と祇園祭、ぼっち(落花生の野積み)の風景、香取市佐原伝統的建造物群保存地区、釣ヶ崎海岸の景観、九十九里浜の景観、勝浦朝市、いすみ鉄道の景観、房総フラワーライン、東京湾アクアラインと海ほたるの景観など	文化財として指定されているかは問わない。
③イベント・祭り・行事、郷土芸能、伝統芸能、郷土料理	千葉の親子三代夏祭り、手賀沼花火大会、伊能歌舞伎、佐倉チューリップフェスタ、武術立身流、佐原の山車行事、銚子の醤油醸造、茂原七夕まつり、鬼来迎、山武市サマーカーニバル、九十九里地域の大漁節、かつうらビッグひな祭り、白浜海女まつり、潮干狩り、クジラのタレ、竹岡式ラーメン、太巻き寿司、なめろうなど	文化財として指定されているかは問わない。